

社会福祉法人ふれあい共生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ふれあい共生会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には次の通り報酬等を支給する。

1 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の総額)

第3条 役員等の報酬等の総額は、各年度で30万円を超えないものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 別表1に定める、役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

2018年 6月 21日 一部改定

別表1（第3条関係）

（1）評議員

名 称	日額
評議員会への出席	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)
上記の他、法人及び業務のための出勤	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)

（2）理事

名 称	日額
理事会への出席	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)
上記の他、法人及び業務のための出勤	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)

（3）監事

名 称	日額
理事会への出席	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)
監事監査等	50,000円
上記の他、法人及び業務のための出勤	3,000円(東住吉区在住者は2,000円)